

防災情報について

1. 災害に関する情報

会津若松市で想定される自然災害は、「地震」、大雨による「浸水」・「洪水」や「土砂災害」、
「雪害」、「火山災害」などがあります。

それぞれの災害特性を考慮し、災害に備えてください。

●地震

(1) 地震の際の行動

①緊急地震速報が流れたら安全な場所へ移動してください。

机などの下、落下物や家具の転倒による被害をうけないところが望ましいです。

また、ドアの開放、火元の確認、カーテンを閉める。

②地震が発生したら、まずは自分の身を守る行動をとってください。

屋内にいる場合には、机の下に入るかまたはクッションなどで頭部を保護してください。

③屋内で地震に遭った場合には、揺れが収まった後は、割れたガラスなどで怪我をしないよう、スリッパや靴を履いて移動するようにし、ドアをあけて避難口を確保してください。

また、避難する場合は火災予防のため、必ずブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めてください。

④屋外で地震に遭った場合には、かばんなど身近なもので頭部を保護し、建物からの落下物などに注意してください。また、なるべく広い場所へ移動してください。

⑤エレベーターに乗っているときに地震に遭った場合には、すべての階のボタンを押し、最初に開いた階の安全を確認してから降りてください。

⑥トイレに入っているときに地震に遭った場合には、閉じ込められないようにドアを開けてください。できれば、廊下や玄関などのより安全な場所へ移動してください。

(2) 地震に対する日頃の備え

①日頃からの備えとして、自宅の家具の固定や転倒防止対策をしてください。また、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り付けるのも有効です。

②家具の配置などを工夫し、地震の際の危険度を低くしてください。

例えば、寝ている位置に棚などが倒れてこないように配置したり、避難の妨げとなる場所に家具を置かないことが有効です。

さらに、寝室にはなるべく家具を置かないようにしたり、重いものを下のほうに収納し倒れにくくすることも有効となります。

●水害

(1) 水害について

水害は台風や大雨などの大量の雨によって発生する災害です。近年、全国的にこれまでよりも大量の雨が降り、水害が多く発生しています。自宅の浸水想定の高さや、避難所や避難場所についてあらかじめ確認をしておき、日頃から水害への備えることが大切です。

(2) 水害のおそれがあるときの注意点

- ①日頃から天気予報に注意し、大雨や台風などが近づいているときは、テレビやラジオなどの気象情報や河川情報に注意しましょう。
- ②避難情報のうち、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたら、早めに避難したり、自宅の2階に上がったりしてください。
また、避難情報が発令されていなくても、危険が迫っていると判断される場合は早めに安全な場所に避難しましょう。
- ③冠水した道路を歩くことは、側溝やマンホールなどが見えなくなるため非常に危険です。避難場所への移動は浸水が始まる前に行うことが基本となります。
- ④河川が増水している場合には川の流れが速く、橋が壊れたり流されたりして非常に危険ですので、河川のそばや用水路に近寄らないようにしましょう。
- ⑤河川が増水や、洪水のおそれがあるとき、河川の水位情報が発表されます。市では、氾濫の危険性を判断し、早めの避難情報の発令を行います。

●土砂災害

(1) 土砂災害について

土砂災害は大雨や地震によって発生します。県では、土砂災害の発生が警戒される場所を『土砂災害警戒区域』に指定しています。大雨の際には、市からの情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。

- ①土砂災害には、「土石流」、「地すべり」、「急傾斜地の崩壊」の3つの種類があります。
- ②「土石流」は、山腹が崩壊し、土砂や水が一体となって流れてくる現象です。
- ③「地すべり」は、土地の一部が地下水等によって滑る現象です。
- ④「急傾斜地の崩壊」については、傾斜がきつい土地が崩壊する現象です。土砂災害警戒区域は、傾斜が30度以上の土地が対象となります。

(2) 土砂災害警戒区域について

①土砂災害警戒区域には、危険度に応じてイエローゾーンと呼ばれる、土砂災害警戒区域とレッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域の2種類があります。

②イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある場所です。

③レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある場所です。
イエローゾーンよりも、より被害が大きくなることが想定される区域です。

2. 避難行動について

①避難について

市では、大雨の際に危険が迫っている場合に、警戒レベル3となる高齢者等避難を発令します。警戒レベル3が発令された際には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は避難を開始してください。

なお、大雨による危険がない地区にお住まいの方は、避難をする必要はありません。自分が住む地域にはどのような災害のリスクがあるか、災害が発生した時の避難場所はどこかなどをあらかじめご確認いただき、適切な避難行動を取ってください。

自宅の災害リスクや避難場所等については、市危機管理課までお問い合わせください。

②避難場所について

避難する場所については、市で開設する避難所だけでなく、安全な場所にある親戚や知人の家に避難することも有効です。

また、台風などあらかじめ大雨が予想できる場合は、市の避難情報の発令を待たずに親戚や知人の家に避難することも検討してください。

③警戒レベルについて

「高齢者等避難」や「避難指示」等の発令に際して、危険度を分かりやすく表現するために「警戒レベル」を用いて避難情報等を発表します。

警戒レベルは、レベル1からレベル5までの5段階となっています。

・警戒レベル1は、今後、警報が発令される可能性のある場合に気象庁から発表されます。発表された際には、テレビやラジオ等で今後の気象情報に注意してください。

・警戒レベル2は、気象庁から注意報が発表され場合となります。警戒レベル2が気象庁から発表された際には、非常持出品の確認等をしてください。

・警戒レベル3は、河川の氾濫や土砂災害の発生の危険性が高まることが想定される場合に「高齢者等避難」として市から発表します。警戒レベル3が発表された際には、避難に時間のかかる方とその支援者の方は、非常持出品を持って避難を開始してください。

・警戒レベル4は、河川の氾濫や土砂災害の発生の危険性が実際に高くなってきた場合に「避難指示」として市から発表します。警戒レベル4が発表された際には、対象地域にお住まいの方は、全員避難してください。

・警戒レベル5「緊急安全確保」は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況にある可能性が高い状況で発表します。そのため、警戒レベル5が発表される前の段階の警戒レベル3、警戒レベル4の時点で避難行動を完了する必要があります。

万が一、この段階までに避難が完了できない場合には、ご自宅の2階への垂直避難や、近所の丈夫な建物の高層階に避難するなど、少しでも命が助かる可能性を高めるための行動を心がけてください。

3. 非常持出品と備蓄品について

災害に備え、日頃から非常持出品と備蓄品の準備をしておきましょう。

(1) 非常持出品

非常持出品とは、災害発生時にすぐに持ち出せるよう、必要な物をリュック等に準備しておくものです。

準備しておくものは、ラジオ、常用薬、貴重品、非常用食品などとなります。

ラジオは、電池も忘れずに準備してください。

また、普段服用している薬がある方は、災害時に入手が困難になることが予想されますので、日頃から多めにストックしておいてください。

(2) 災害時備蓄品

災害発生時に自宅で生活するにあたり、備蓄品を準備しておきましょう。

準備しておくものは、飲料水と食料品を最低3日分備えておきましょう。

飲料水の備蓄の目安は、1人1日最低3リットルです。

その他、停電やガスの停止に備えて、卓上ガスコンロやガスボンベなども有効です。

4. 災害情報の収集方法について

市では、災害時には防災情報メールやエフエム会津等で情報を発信します。

そのうち、防災情報メールについては、事前の登録が必要となります。

ご不明な点がありましたら、市危機管理課または市障がい者支援課にお問い合わせください。